

覚書

(当初借入時用)

借主は、令和 年 月 日付ローン契約書<金銭消費貸借契約証書> (以下、「原契約書」という。) にもとづいて借入れたローンの利率および返済方法等について、原契約書の定めにかかわらず次の特約によることに同意します。

第1条 (借入利率および適用期間)

1. 借入時に変動金利を選択した場合

(1) 変動金利選択時の借入利率は、年 % (原契約書に記載の銀行所定の金利 (以下、「基準金利」という) - %) とし、その借入利率は原契約書に定める「借入利率の変更」により変動するものとします。

(2) 適用期間は令和 年 月 日から令和 年 月 日 (以下、「最終返済日」という。) までの借入期間全期間とします。

(3) 最終返済日までに他の金利方式へ変更を行った場合は、本条第1項第1号の適用は解除され、基準金利より年 % の引下げを受けるものとします。(以下、この利率を「新利率」といいます。)

2. 借入時に固定金利を選択した場合

(1) 固定金利選択時の借入利率は、年 % (年固定金利) とし、原契約書の借入要項に定めた借入利率は、銀行所定の期間変更しない固定金利として、令和 年 月 日から令和 年 月 日 (以下、「当初金利引下げ期限」という。) までの間適用するものとします。

(2) 当初金利引下げ期限の翌日から最終返済日までの借入利率について、変動金利適用中は基準金利より % の引下げを受けるものとし、固定金利適用中は基準金利より % の引下げを受けるものとします。(以下、この利率を「新利率」といいます。)

第2条 (金利引下げの解除)

1. 延滞時の取扱い

固定金利選択時は当初金利引下げ期限の前日から起算して2年以内に元金金の返済を1度でも遅延した場合、当初金利引下げ期限の翌日から最終返済日までの借入利率については、銀行所定の基準金利が適用されるものとします。

2. 金利変更時の取扱い

変動金利選択時は最終返済日までに他の金利方式へ変更を行った場合、金利変更日の翌日から最終返済日までの借入利率については、以下の通りとします。ただし、金利変更日現在で借主が銀行に対して支払うべき元金に延滞が生じている場合は、他の金利方式への変更はできないものとします。

(1) 金利変更日から起算して2年以内に元金金の返済の遅延がない場合は、前条第1項第3号に定める新利率が適用されるものとします。

(2) 金利変更日から起算して2年以内に元金金の返済の遅延がある場合は、銀行所定の基準金利が適用されるものとします。

第3条 (固定金利の選択)

- 最終返済日までの間に、新たに銀行所定の「覚書」(借入後「固定金利型」選択時用)を差し入れて銀行に申し出れば、固定金利に変更することができるものとします。
- 固定金利選択日の翌日以降の借入利率および返済方法等については、本覚書に代わり、本条第1項で差し入れた「覚書」(借入後「固定金利型」選択時用)によるものとし、銀行は借入利率、残存元金、残存期間等に基づいて新しい返済額を定めるものとします。
- 固定金利に変更する時に利率変更による半年ごと加算返済部分の未払利息がある場合は、当該変更日以後最初に到来する加算返済日に一括して支払うものとします。
- 固定金利を選択する場合には、銀行所定の手数料 (5, 500円・消費税込) を支払うものとします。
- 原契約および本覚書の定めにより借主が銀行に対して支払うべき元金に延滞が生じている場合は、固定金利を再度選択することができないものとします。

第4条 (変動金利への変更)

第1条(借入利率および適用期間)第2項の当初金利引下げ期限までに、第3条(固定金利の選択)による申し出がなかった場合は、変動金利を選択したのものとして借入利率および返済方法等について以下の通り取扱いするものとします。

1. 借入利率引上げ幅または引下げ幅の算出基準日と変更日

借入利率引上げ幅または引下げ幅の算出は、毎年4月1日および10月1日(以下、「基準日」という。)に行うものとし、借入利率の引上げ幅または引下げ幅は、前回基準日(借入日が前回基準日以降の場合は借入日)における基準金利と、現在基準日における基準金利の差とします。

2. 適用開始日

借入利率を変更する場合、変更後の借入利率の適用開始日は次の通りとします。

(1) 半年ごとの加算返済を併用しない場合

基準日以後最初に到来する6月、または12月の約定返済日の翌日とし、以後最初に到来する約定返済日から前項に基づいて算出された利率による返済が始まるものとします。

(2) 半年ごとの加算返済を併用する場合

基準日以後最初に到来する加算返済日の翌日とし、以後最初に到来する約定返済日から前項に基づいて算出された利率による返済が始まるものとします。

3. 本条により借入利率が変更された場合、銀行は原則として変更後第1回目の約定返済日までに、変更後の利率、返済額に占める元金および利息の割合等を文書により通知するものとします。

4. 利率の変更による元金返済額

(1) 第1条(借入利率および適用期間)に定める当初金利引下げ期間終了後の毎回返済額は、第1条(借入利率および適用期間)に定める当初金利引下げ期間終了日の翌日から適用する新利率、残存元金、残存期間等に基づいて定めるものとします。

(2) 毎回返済額は10月1日を基準日とする借入利率を5回目の見直しを行うまでは、その間に借入利率の変更があっても変更しないものとします。この場合、毎回返済額が利息支払額に満たない場合は、毎回返済額を超過する利息部分を次回返済日以降に支払うものとします。

(3) 10月1日を基準日とする借入利率の5回目の見直しにより毎回返済額に変更がある場合は、新借入利率、残存元金、残存期間等に基づいて算出した新返済額を支払うものとします。ただし、新返済額は毎回返済額の1.25倍を限度とします。その後、更に10月1日を基準日とする借入利率の見直しを5回行うまでは、その間に借入利率の変更があっても毎回返済額を変更しません。

(4) 以降、10月1日を基準日とする借入利率の5回目の見直し毎に算出した新返済額（ただし、前回返済額の1.25倍を限度とする。）を支払うものとします。

5. 未払利息の取扱い

(1) 毎月返済部分

①利率変更により毎月の約定利息が所定の毎月元利返済額を超える場合、その超過額（以下、「未払利息」という。）の支払は繰り延べるものとします。

②前項の未払利息が発生した場合には、翌月以降の返済額より支払うものとし、その充当順序は、未払利息、約定利息、元金の順とします。

(2) 半年ごとの加算返済部分

半年ごとの加算返済部分については、次回返済時より毎月返済部分とは別個に前項①、②、に準じ取扱うものとします。

(3) 5年ごとの毎回返済額見直し

返済額の見直し基準日において未払利息の繰延べがある場合は、銀行所定の計算方法により新返済額を算出するものとします。なお、充当順序は上記第(1)項①と同一とします。

第5条（繰上返済に伴う未払利息の支払い）

期限前に繰上返済（一部繰上返済も含む）を行う場合未払利息があるときは、繰上返済日にその日までの未払利息ならびに半年ごとの加算返済分の未払利息の全部を支払います。

第6条（最終約定返済日の取扱い）

1. 最終の返済額見直し以降、金利変更に伴い最終約定返済日に借入金の一部、および未払利息が残る場合には、最終約定返済日に一括して支払うものとします。
2. 前項の場合、最終約定返済日に一括して支払うことが困難な時は、銀行の同意を得て返済方法、最終約定返済日を変更することができるものとします。この場合、最終約定返済日の3ヶ月前の約定返済日までに、銀行に書面で申し出るものとします。

第7条（変動金利から固定金利への変更）

1. 変動金利への変更後においても、毎月の約定返済日までに新たに銀行所定の「覚書」（借入後「固定金利型」選択用）を差し入れて銀行に申し出れば、固定金利に変更することができるものとします。
2. 固定金利選択日の翌日以降の借入利率および返済方法等については、本覚書に代わり、前項で差し入れた覚書（借入後「固定金利型」選択時用）によるものとし、銀行は借入利率、残存元金、残存期間等に基づいて新しい返済額を定めるものとします。
3. 固定金利に変更する時に利率変更による半年ごと加算返済部分の未払利息がある場合は、当該変更日以後最初に到来する加算返済日に一括して支払うものとします。
4. 固定金利に変更する場合には、銀行所定の手数料（5,500円・消費税込）を支払うものとします。
5. 原契約書および本覚書の定めにより借主が銀行に対して支払うべき元利金に延滞が生じている場合は、固定金利へ変更することができないものとします。

第8条（原契約書の適用）

この契約に関して、本覚書に定めのない条項については、すべて原契約書（原契約書締結後変更があったものについてはその変更条項）の各条項の適用を受けるものとします。

第9条（連帯保証人の承諾）

連帯保証人は本覚書の各条項を承諾し原契約書および本覚書の各条項に従って履行の責めを負います。

第10条（繰上返済）

1. 原契約書に基づく借入金の繰上返済を行う場合には、銀行所定の下記手数料を支払うものとします。ただし、全部または一部繰上返済時においては、借入期間内に発生した利息等の合計金

額と、下記の銀行所定の手数料を合わせた実質借入年率が、利息制限法に定める上限利率の範囲内となるように、当該手数料を減額することもあります。

- (1) 変動金利を適用の場合……………・全部繰上返済は5,500円（消費税込）
・一部繰上返済は3,300円（消費税込）
- (2) 固定金利を適用の場合……………・全部繰上返済は33,000円（消費税込）
・一部繰上返済は22,000円（消費税込）

2. 原契約書記載の期限前の全額返済義務に該当する事由が生じた場合は銀行に対して直ちに債務を返済するとともに、その返済によって損害が生じる場合、借主は期限前の全額返済義務が生じた日の翌日より残元金に対して年14%（年365日の日割計算）の損害金を直ちに支払うものとします。

第11条（この覚書の変更）

1. この覚書の各条項は、以下の場合、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定にもとづき変更するものとします。
 - (1) 本契約の変更が借主の一般の利益に適合する場合
 - (2) 本契約の変更が借主と銀行との間の契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的である場合
2. 前項によるこの覚書の内容の変更は、変更を行う旨および変更後の条項の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
3. 前二項による変更は、公表の際に定める1ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上